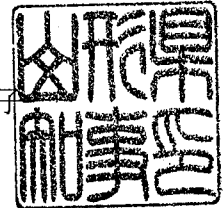


み 自 第 594 号  
平成 26 年 12 月 26 日

置賜広域行政事務組合

理事長 米沢市長 安部 三十郎 殿

山形県知事 吉村 美栄子



置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価方法書に  
対する意見について

山形県環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地から  
の意見について、別紙のとおり通知します。

なお、下記の事項に配慮してください。

記

- 1 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民へ誠意ある対応を  
行うこと。
- 2 工事車両及び廃棄物搬入車両等が走行する居住地域において、交通事故防  
止対策を徹底すること。

山形県環境エネルギー部みどり自然課  
環境影響評価担当 福島、大高  
電 話 023-630-3042  
F A X 023-625-7991

## 【別紙】

### 置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価方法書 に対する山形県知事意見

#### 1 全般的事項

- (1) 環境への影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 既存処分場の環境影響を含めた評価を行う際は、その影響が存在することを前提として、環境保全措置の必要性を検討すること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、事業特性や地域特性の変化が生じた場合は、必要に応じて評価項目の選定や手法の見直しを行うなど適切に対応すること。  
また、参考とする指針等の改訂があった場合は、可能な限り最新の情報に基づく評価を行うこと。
- (4) 調査対象の状況を最も的確に把握できるよう、天候、時間帯及び季節的な時期を選定し、その根拠や妥当性を整理したうえで調査を行うこと。
- (5) 事業の進捗状況や調査等の結果について、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表すること。
- (6) 環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法を修正した場合は、方法書の改訂を行うこと。

#### 2 事業特性

- (1) 異常な豪雨や地震等の発生時においても施設の機能が損なわれないよう、防災対策に努めること。
- (2) 遮水シート破損等の緊急時の措置について明らかにし、準備書に記載すること。

#### 3 大気環境

- (1) 主風に対して風下側となる中島集落において、粉じんの影響について評価を行うこととし、調査、予測及び評価の手法を修正すること。
- (2) 最終処分場の稼働により悪臭が発生すると考えられる場合は、その影響について評価を行うこととし、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法を修正すること。

#### 4 水環境

- (1) 埋立地における不要な表面水の除去や浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、処理後の放流水の水質の改善に努めること。
- (2) 天王川における水質の評価において、既存処分場からの排水の影響を受けない上流部に調査地点を設け、調査、予測及び評価の手法を修正すること。

#### 5 地形及び地質

計画地周辺に活断層がある場合は、その影響について評価を行うこととし、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法を修正すること。

#### 6 動植物

天王川周辺における動植物の調査区域について、既存処分場からの排水の影響を受けない上流部まで調査区域を拡大し、調査、予測及び評価の手法を修正すること。

#### 7 廃棄物

埋立地の造成工事にともなう土砂の掘削量及び残土の発生量を明らかにし、残土を廃棄物として処理する際と、残土を覆土として利用する際の環境影響の評価を行うこと。